

報 告 第 7 号

令和2年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について  
令和2年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法  
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条  
第3項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

## 令和 2 年度富士見市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資本的支出	建設改良費	老朽管更新事業費 (配水管路施設費)	332,896,240	186,995,710	115,930,000	0
		配水管改良費 (工事請負費)	124,839,000	30,644,020	60,415,900	0

# 事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金			
0	0	115,930,000	29,970,530	0	①送水管布設替 (R5114) 工事 施工過程において、立坑設置に障害 となる湧水が確認され、その対策であ る薬液注入等に日数を要したことに伴 う工期延長 (7月20日まで144日間の延長)
0	0	60,415,900	33,779,080	0	②配・給水管布設 (R523外) 工事 地下埋設物の調査確認に日数を要し たことに伴う工期延長 (5月31日まで70日間の延長)  ③配水管布設 (R2965外) 工事 地下埋設管の影響による試掘調査 及び関係機関との協議に日数を要した ことに伴う工期延長 (4月30日まで39日間の延長)